

2022年8月号 (Vol.12)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

観光立国の復活に向けた支援策と観光事業における法的留意点

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 現時点での政府等の支援策	弁護士 高宮 雄介 TEL. 03 6266 8744 yusuke.takamiya@mhm-global.com
III. 観光事業者の直面する法的留意点	弁護士 木内 遼 TEL. 03 5293 4849 ryo.kiuchi@mhm-global.com
IV. おわりに	弁護士 本嶋 孔太郎 TEL. 03 5293 4890 kotaro.motoshima@mhm-global.com
	弁護士 青田 竜 TEL. 03 5220 1849 ryu.aota@mhm-global.com
	弁護士 松井 春樹 TEL. 03 6266 8951 haruki.matsui@mhm-global.com

I. はじめに

今年度の骨太方針（後述）では「観光立国の復活」が成長戦略の1つとして位置づけられ、国としても観光産業に力を入れようとしています。また、骨太方針でも取り上げられている、多極化・地域活性化のためのデジタル田園都市構想や分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築の推進も、地方における観光事業の推進と密接に関連する政策となっており、特に地方における観光事業の追い風になると考えられます。

本稿では特に観光事業関連のスタートアップ企業・中小企業・民間団体をメインの読者と想定しつつ、それ以外の事業者も含めて、新規の観光事業を展開する上で有益と思われる情報を取り上げました。

1点目は政府等の支援策の整理です。「観光立国の復活」という旗印のもと、既に観光庁、文化庁、総務省、経産省等様々な政府機関が観光事業に対する支援策を準備しています。新規事業を行う上で体力のないことが多いスタートアップ等が、事業を展開していく上での最初の運営資金確保のために、補助金等の支援策を活用することは大変有用です。しかし、それらは一元化されておらず、観光関連の事業者、特にアクセスできる情報に限りがあるスタートアップ等が、自社事業と目的が合致し、ニーズに合う支援策を把握するのは難しいものと考えられます。本稿では、広く活用できると思われる政府等の支援策について整理しています。

2点目は観光事業を展開する上で直面する法的留意点の一例の紹介です。観光事業を

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

展開する上で留意する必要がある法律は多岐にわたり、個別の法的留意点も多数存在します。また、観光事業においても法規制は時折参入障壁ともなるところ、法規制を有利に使いこなすことで他の事業者にも先駆けて新たな分野に参入し、有利な事業展開を行うことが可能な場合もあります。こうした問題意識のもと、本稿では、観光事業における代表的な法的留意点について、具体的なケースを取り上げながら簡潔に紹介します。

II. 現時点での政府等の支援策

1. 総論

政府は、2022年6月7日、「経済財政運営と改革の基本方針 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(以下「骨太指針 2022」という。)を閣議決定しました。骨太指針 2022 は、多極化・地域活性化の推進という社会課題の解決に向けた取り組みの一つとして「観光立国の復活」を掲げ、新型コロナウイルス感染症の影響で大打撃を受けた観光産業を日本の成長戦略の柱であり地方創生を進める重要分野と位置づけた上で、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて引き続き注意深く検討を行うとしつつも、旅行者等の安全を確保した上で国内需要喚起策を実施し、観光・交通事業者と連携して平日の旅行促進等を推進する等、多極化・地域活性化の推進という社会課題の解決のために今後様々な施策・支援を行う姿勢を示しています。

観光庁をはじめとする各省庁のホームページにおいては、日本の観光分野を発展させていくことを見据えた観光事業者の支援策が紹介されており、これから観光業を開始し、又は現在行っている観光事業者においては、これらの支援策を把握し、適切に利用することが有用です。そこで、以下では各省庁ごとに、観光事業者が観光業を開始し、又は行うに際して利用できる支援策のうち主要なものについて紹介します¹。

2. 観光庁

観光庁は、観光地づくりや観光交流、観光産業の高度化等の観点から、観光に関する様々な施策を実施し、毎年、観光業の発展のために地方公共団体や DMO²、民間団体に対して多面的な支援を行っており、国・地方公共団体・民間事業の連携による外国人旅行者の受入環境の整備・充実を総合的に推進する政策として「観光地域づくり」³を実施するなどしています。また、直近では、2022年5月31日に、地域の活

¹ 本年度の公募が終了している支援策についても、来年度以降も利用が可能になる見込みが高いと期待される支援策については記載しています。なお、各支援策の最新の情報については、各省庁のホームページをご確認ください。

² 観光地域づくり法人のこと。観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人であり、DMO 登録制度のもとで、一定の要件に該当する場合に、DMO として登録されることとなります。

³ 国・地方公共団体・民間事業の連携による外国人旅行者の受入環境の整備・充実を総合的に推進する

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

性化や訪日外国人旅行者の観光消費額の拡大を目指す、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を公表しています⁴。主要な支援策の概要は下表のとおりです。

支援策	対象者	目的	概要
第2のふるさとづくりプロジェクト ⁵	観光庁及び有識者と連携して新たな旅のスタイルを作り上げたい地域の関係者	国内観光の新しい需要を掘り起こし、地域経済を活性化する。	観光庁及び有識者並びに地域の関係者が連携して、第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等の新たな仕掛けづくりによって、中長期滞在者や反復継続した来訪者等の新たな交流市場の開拓や、新たに関心の高まっているニーズを取り込み誘客につなげるモデル実証事業を行う ⁶ 。
新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした旅行サービスの提供促進に向けた実証調査 ⁷	新たなビジネス手法を取り入れたい事業者	新たなビジネス手法を導入することで旅行サービスの提供を促進する。	宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行うとともに、これらの宿泊事業者が提供する新サービスを検証することで、宿泊事業者の価値向上を図り、継続的な発展を目指す新たなビジネス手法を活用する取り組みを実証事業として支援する。実証調査に選定された事業においては、宿泊事業者が提供する新サービスの造成や事業効果の検証、事務局が派遣する外部有識者等との連携等の点において支援が行われることとされている ⁸ 。

政策であり、全国的に訪日外国人旅行者が安心して快適に、移動・滞在・観光することができる環境を提供し、訪日外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足度を高め、リピーターの増加を図ることを目的としています。観光庁ホームページでは相談窓口と各官庁が実施する支援策がまとめられていますので、ご参照ください（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/index.html>）。

⁴ 2021年11月に立ち上げられた「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり検討委員会」が策定したアクションプランであり、高付加価値旅行者（着地消費100万円以上人の旅行者）の地方への誘客に必要な課題や取り組みを取りまとめるとともに今後モデル観光地を公募するとしています。

⁵ 令和4年度に公募された内容の詳細については観光庁のホームページをご参照ください。（https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000396.html）

⁶ モデル実証の対象とならない場合であっても、観光に関する取り組みを支援するため、プロジェクトに賛同する地域、企業、団体等が参画する「情報交換の場」を、今後立ち上げることを検討しているとされています。

⁷ 令和4年度に公募された内容の詳細については観光庁のホームページをご参照ください。（https://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000249.html）

⁸ 新たなビジネス手法として、①地域事業者と連携した体験価値を高める地域内の周遊、学び体験、②他の宿泊施設では体験できない唯一無二な宿泊サービスの提供、③体験型コンテンツやサブカルチャーなどを通じた特定のターゲットに対するハンドメイドな新サービスの提供等が例として挙げられています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

支援策	対象者	目的	概要
持続可能な観光推進モデル事業 ⁹	持続可能な観光(サステナブルツーリズム) ¹⁰ に興味のある事業者	訪問客、業界、環境及び訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光を推進する。	「持続可能な観光推進モデル事業」として、①持続可能な観光地経営のモデル形成、②持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出、③持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者群における取り組みの促進を支援することとしており、地方公共団体やDMOにおいて、計画の策定や検討、調査、人材の育成等、幅広い支援を行うこととされている。
インバウンド受入環境整備高度化事業 ¹¹	高度化計画を策定した事業者等	主要な観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図る。	散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を一体的に進める事業や訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある観光拠点施設における拠点機能の強化を図る ¹² 。

3. 文化庁

文化庁は、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資されるという好循環を創出するという観点から、文化観光推進法¹³に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進のため、認定を受けた計画に基づく事業に対して特別の措置等を行っています。また、文化財保護法等に基づき、文化財や芸術文化に新たな価値を付与し、日本文化の魅力を向上しつつ承継させ、観光業にも繋げていくための支援策を提供しています。具体的な支援策は下表のとおりです。

支援策	対象者	目的	概要
文化観光推進事業による支援 ¹⁴	文化資源保存活用施設や文化観光拠点施設の設置者や	地域一体となった観光コンテンツの造成等の取り組みを支援するこ	文化観光推進法4条3項に基づき認定を受けた拠点計画の事業(文化観光拠点機能強化事

⁹ 令和4年度に公募された内容の詳細については観光庁のホームページをご参照ください。
(https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000156.html)

¹⁰ UNWTO(国連世界観光機関)によると「訪問客、業界、環境及び訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光」と定義されています。

¹¹ 令和4年度に公募された内容の詳細については観光庁のホームページをご参照ください。
(https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000150.html)

¹² 具体的には、外国人観光案内所等の整備・改良や無料公衆無線LANの整備等の、ICT等を活用した観光地の受け入れ環境整備が挙げられる。指定された市区町村や都道府県、DMOのほか、民間事業者についても施策の対象となる高度化計画の策定を行うことができるとされており、対象となる事業を実施する者に対しては補助金が交付されることとなっています。

¹³ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律。

¹⁴ 令和3年度に公募された内容の詳細については文化庁のホームページをご参照ください。
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92845601.html)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

支援策	対象者	目的	概要
	管理者、共同申請人となっている文化観光推進事業者	とによって、文化の振興を起点とした文化観光を推進し、文化・観光の振興、地域の活性化の好循環を図ること。	業) ¹⁵ や同法 12 条 4 項に基づき認定された地域計画の事業(地域文化観光推進事業) ¹⁶ に基づき実施される事業に対して、補助金の交付を行う。
「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業 ¹⁷	特色ある食文化の継承・振興を目的とした活動を行う法人(地方公共団体、民間企業、民間団体等)	特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル地域等に対し、その文化的価値を伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を支援することにより、文化振興とともに地域活性化に資すること。	特色ある食文化の継承・振興を目的とした調査研究事業、保護継承事業、発信等事業に対して、補助金の交付を行う。
Living History (生きた歴史体感プログラム) 促進事業 ¹⁸	核となる文化財を有する市区町村で活動を行う法人(地方公共団体、民間団体等)又は、DMO等によって構成される協議会等	文化財を核として賑わいを創出し、増えた収益を文化財の修理・整備や新たな企画に再投資し、さらなる賑わいにつながる好循環の創出を図ること。	訪日外国人観光客等が日本の文化を理解・体感できるような事業等の、重要文化財建造物や史跡等の核となる文化財に、新たな付加価値を付与するコンテンツ開発に対して補助金の交付を行う。
戦略的芸術文化創造推進事業 ¹⁹	文化芸術に関して相当の知識を有する法人格を有する団体(民間企業含む。)又は法人格を持つ団体を中核とする実行委員会	日本の文化芸術の水準向上と鑑賞機会の充実を図るとともに、文化による国家ブランドの構築と社会的・経済的価値の創出に貢献すること。	①新しい形のコンサートやフェス等の、文化芸術による国家ブランドの構築と経済的価値等の創出や国際発信力を高めるための新たな取り組み、②地方や離島・へき地等において、優れた文化芸術活動を鑑賞・参画する機会と社会的価値等を創出する取り組みを行う団体と文化庁が委託契約を締結し、必要経費から算出された契約金を支払う。

¹⁵ 文化観光推進法 4 条 3 項に基づき認定されます。上記の公募内容を紹介する観光庁ホームページによると、文化観光拠点施設における文化資源の魅力の増進、国内外の観光客の利便の促進に関すること、文化観光拠点施設に関する移動その他利便の増進に関すること、文化資源に関する工芸品や食品等の販売、提供に関すること、情報提供の充実・強化に関すること、それらを実施するために必要な施設・設備の整備に関することが挙げられています。

¹⁶ 同法 12 条 4 項に基づき認定されます。上記の公募内容を紹介する観光庁ホームページによると、地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関すること、地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進、地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関すること、国内外における地域の宣伝に関する事業、それらを実施するために必要な施設・設備の整備に関することが挙げられています。

¹⁷ 令和 4 年度に公募された内容の詳細については文化庁のホームページをご参照ください。
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/syokubunka_story/93655701.html)

¹⁸ 令和 3 年度に公募された内容の詳細については文化庁のホームページをご参照ください。
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/living_history/92868001.html)

¹⁹ 同事業の詳細については文化庁のホームページをご参照ください。(<https://senryaku.bunka.go.jp/>)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

文化観光に関して、博物館等の文化施設インバウンド強化事業²⁰、観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業²¹等、文化庁は文化観光に関して各種支援策を実施しています。その他、文化庁や、独立行政法人日本芸術文化振興会等の準公的機関や財団が、観光に活用可能な文化財、芸術文化の活用という文脈でも様々な支援策を実施しています^{22,23}。また、地域文化財総合活用推進事業²⁴等、自治体と民間企業で構成される実行委員会や協議会を対象とする支援策も数多く存在します。

このように、こういった地域で誰とどのような文化財等を活用して事業を行うかに応じて、活用する支援策を検討する必要があります。また、文化庁は、文化観光を推進するという観点から、文化関係者の他、DMO や旅行会社等の観光関係者に対して文化観光の推進に役立つ情報を発信することを目的として 2021 年 11 月に「文化庁文化観光 note」²⁵を開設しており、そちらを参照することも有用です。

4. その他

(1) 起業支援ファンド

国内の創業又は成長初期段階にある有望なベンチャー企業（中小企業）が新事業等に取り組む際、独立行政法人として政府等と連携を図っている中小企業基盤整備機構（「中小機構」）が支援するファンドによる資金提供及び経営支援を受けることができる制度です²⁶。

(2) 地方自治体による支援

総務省、内閣府等からの交付金を利用する形で各地方自治体による支援も行われています。全国的に展開されているものとしては、起業支援金、移住支援金があげられます²⁷。その他、空き家・空き店舗活用支援金など、地方自治体毎に様々な支援が行われており、各地方自治体のウェブサイトや、中小機構の運営するウェブ

²⁰ 博物館等の文化施設におけるキャッシュレス、チケットレスや案内表示等の多言語化等のインバウンド強化に関する事業を対象とし、博物館等の文化施設の設置者又は管理者、当該文化施設を構成員とする協議会に対して、補助金を交付する支援策です。

²¹ モデル実証事業であり、派遣された専門家の指導の下、ノウハウや知見を人材・組織に蓄積させ、それによって適正な収益を生む持続可能な文化観光コンテンツのモデルを創出するとともに、収益の文化資源等への還元のため文化資源等の関係者の収益基盤を強化することを目的としています。

²² 文化庁が実施している支援策等の詳細については以下のサイトをご参照ください。
(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html>)

²³ 独立行政法人日本芸術文化振興会が実施している支援策等の詳細については以下のサイトをご参照ください。
(<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/grant.html>)

²⁴ 文化財を中核とする観光拠点形成を効果的に推進するため、歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画に基づき実施される文化財の活用を図る観光拠点づくりに資する取り組みを実施するとともに、外国人観光客の増加が見込まれる地域で、文化財の総合的な活用の推進を図るための情報コンテンツ作成等の事業をいいます。

²⁵ 同サイトについては右記のサイトをご参照ください。
(<https://cultural-tourism-gov.note.jp/>)

²⁶ 事業概要や企業支援を行っているファンドのリストは同ファンドのウェブサイトをご参照ください。
(https://www.smrj.go.jp/supporter/fund_investment/index.html)

²⁷ 自治体毎の詳細な支援内容は、内閣官房・内閣府の地方創生のウェブサイトをご参照下さい。
(https://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin_index.html)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

サイト²⁸において広範な情報を得ることができます。

5. 小括

観光業の振興を目的とした支援策について主要なものを紹介しましたが、以上において紹介した支援策のほかにも、経済産業省や総務省、内閣府等の他の省庁において事業者や地方自治体に対する観光業の振興を目的とした支援策が実施されています。

冒頭に記載したとおり、観光立国の復活に向け、政府や地方自治体は多種多様な支援策を準備しており、こうした支援策は今後も充実することが期待されます。観光事業を展開する事業者としては、こうした支援策について適時適切に情報を入手し、自らの事業に最大限活用することが望まれます。

Ⅲ. 観光事業者の直面する法的留意点

1. 総論

他の事業と同様、観光事業を展開する上でも多種多様な法規制に留意する必要があります。また、観光事業は様々な地域において行われ、対象とするアクティビティも多岐にわたるため、個別の法的留意点も多数にのぼります。したがって、上記Ⅱで取り上げた支援策を利用する等して観光事業を展開する際にも法的留意点への配慮は非常に重要となります。以下では、こうした法的留意点の一例として、古民家の再利用事業において問題となりうる事項を概説します。

2. 古民家の再利用事業におけるケーススタディ²⁹

(1) ケース

X は、A 町の歴史ある街並みと温泉の組み合わせ、そして新鮮な地元の食材に着目し、①古民家の修繕・改築を行って、②宿泊施設に変え、③温泉の採掘を行って宿泊者のための温泉設備を新設するとともに、④地元の食材を利用した和食のレストランを設置し、日本の伝統的な景観や生活に関心を抱く欧米の若者層をターゲットにしたビジネスを検討しています。どのような点が法的に問題となるのでしょうか。

²⁸ 中小機構が運営する中小企業向け施策についてはJ-Net21と呼ばれるウェブサイトにとまっています。<https://j-net21.smrj.go.jp/help/index.html>

²⁹ 本箇所記載している古民家の再利用事業におけるケーススタディについては、弊所観光法プラクティスグループ編著『ガイドランス インバウンド・観光法』（商事法務 初版 2019年12月）の68頁以降において詳述しています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

(2) 解説

(a) 留意する必要がある事項

上記ビジネスを実行する上で、留意する必要がある事項の例として以下の表に挙げる事項が考えられます。

活用のためのアクション	関係法令	規制内容
古民家の修繕・改築 宿泊施設への変更	建築基準法 ³⁰ 消防法 ³¹	古民家は建築当時の建築基準に従ったものになっているため、左記関係法令に適合させた上で、許可又は同意を得る必要がある（許可につき、法 48 条等。同意につき法 6 条）。
	都市計画法	市街化調整区域に該当する地域の場合は、許可を得る必要がある（法 7 条 3 項、29 条 1 項 2 号）。市街化区域に該当する場合は、その中の区分に応じた修繕・改築にあたっての制限があり、区分によっては宿泊施設への変更ができない（法 7 条 2 項、43 条）。
古民家の修繕・改築	土砂法 河川法 砂防法 海岸法	古民家の所在地毎に適用される左記関係法令の制限に従った修繕・改築が求められる。
	景観法	京都や鎌倉、金沢などの景観地区に所在する場合は、修繕・改築にあたって、意匠（デザイン・外観）や高さに制限が課せられ、適合性に関して認定を受ける必要がある（法 72 条）。景観計画区域に所在する場合も、自治体毎に定められた制限が課せられ、届出が必要となる（法 16 条 1 項）。
宿泊施設への変更	旅館業法	左記法上の制限に適合させた上で、宿泊業の許可を得ることが原則として必要となる（法 3 条 1 項）。 宿泊施設内の設備によっては、追加で許認可等が必要となる ³² 。
温泉の採掘・利用	温泉法	温泉の採掘を行う場合、左記法に従い、都道府県知事の許可が必要となる（法 15 条 1 項）。
	公衆浴場法	日帰り温泉としての利用を行う場合、左記法上の許可が必要となる（法 2 条）。
レストランの運営	食品衛生法	左記法に従い、飲食店営業の許可が必要となる（法 55 条）。 提供する食品の種類に応じて、同法に基づく食肉製品製造業やそうざい製造業をはじめとした種々の製造業等の許可も必要となる。

上表においては全国一律に適用される法律に基づく規制を取り上げていますが、取り上げている各規制に関しては、自治体ごとに条例が定められていることがあるため、その場合には条例に沿った対応も求められることとなります。

³⁰ 防火設備や非常用照明の設置義務（法 64 条、35 条）や、防耐火規制（法 61 条等）や構造制限（法 20 条等）などが課せられています。

³¹ 誘導灯の設置義務（法 26 条）や面積・収容人員に応じた義務（法 8 条）があります。

³² 例えば、バーやゲームセンター等：風俗営業許可（風俗営業法 3 条）。酒類の販売：酒類販売免許（酒税法 9 条）。たばこの販売：製造たばこ小売販売業許可（たばこ事業法 22 条）

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

さらに、景観法上の「景観協定」（法 81 条）のように、地域住民が自主的に定めた協定に基づく制限が適用される場合があります。特に、地域外の事業者が新たに参入する場合は、地域内の住民や地域内の事業者と中長期的に良好な関係を築くという観点からも、事業計画を立案する段階から、そのような協定の有無・内容について十分調査・検討した上で対応を進める必要があります。

(b) 法的留意事項への対応

観光事業を展開する上では、(a) で挙げたような様々な法的事項に留意する必要がありますが、それと同時に、観光事業の推進のためにこうした法的事項に関して一定の緩和策や支援策を受けることができないかについても注意深く検討することが重要です。

例えば、古民家を改築し、宿泊施設として利用する場合、現時点における建築基準法に適合させる必要がありますが、面積に応じて適用されない規定が存在するほか、自治体の条例の定めがある場合で、地域において歴史的価値のある建築物として位置づけられた古民家であって、建築審査会の同意が得られた場合は、建築基準法が適用されなくなります（法 3 条 1 項 3 号）。また、前述のように、旅館業法に基づく旅館業の許可に関しても、自らが古民家に居住した上で、空いているスペースを宿泊に利用する場合、住宅宿泊事業法に基づいて住宅宿泊事業としての整理にすることや、地域によっては国家戦略特別区域法に基づいて旅館業法の特例である特区民泊を利用することが可能です。ほかにも、いわゆる農泊のようなサービスを提供する場合には、グリーンツーリズム法（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律）に基づく規制緩和措置（農林漁業体験民宿業に係る施設に対し、建築基準法・消防法・旅館業法等の規制緩和）が認められることもあります。

また、上記Ⅱで取り上げた支援策を活用するにより事業展開を行う上での負担の軽減を図ることも可能です。また、文化財保護法上の「重要伝統的建造物群保存地区」における古民家の修理・修繕に際しては、建築基準法の例外措置（法 143 条）や、歴史的建造物の外観保全に要する費用の一部助成等の支援（法 146 条）がなされることがある等、様々な法令・条例において、一定の緩和策や支援策を受けることができる場合も少なくありません。

3. 小括

上記のとおり、観光事業においても事業展開に際しては多種多様な法規制に留意する必要がありますが、実際に検討の必要がある個別の法的留意点も多数にのぼります。他方で、観光事業の発展の観点をはじめとする様々な観点からこうした法的留意事項が事業に及ぼす影響を緩和する仕組みが設けられている例も散見されます。このことから、観光事業を展開するに際しては、様々な法的留意点及びそれに関連した法規制への理解が不可欠です。また、観光事業を展開するにあたっては、本稿Ⅲで紹介したような

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

観光事業と関連性が深い法規制だけでなく、資金調達、事業承継、広告や宣伝、個人情報管理など事業活動におけるあらゆる側面において、法的問題への対応が必要となる点にも留意が必要です。

IV. おわりに

冒頭にも触れたとおり、「観光立国の復活」が重要な政策課題として位置づけられていることもあり、今後観光事業は急速に再興することが期待されます。また、地方創生も国の政策として重視されているところ、観光事業は地方創生とも親和性が高く、当該観点からも今後様々な支援が実施されるものと見込まれます。

観光事業の再興、そして更なる発展のためには、各事業者が積極的に事業展開を行うことが重要です。本稿Ⅱでご紹介した様々な支援策は事業者による積極的な事業展開を後押しするものとなりますし、本稿Ⅲでご紹介したケーススタディは観光事業を展開する上で見落としがちな法的留意点を再確認する上での契機になるものとして有用です。

本稿が、こうした観点から、観光事業を営む事業者の皆様のビジネスの更なる発展と観光を通じた地方創生の一助となれば幸いです。

NEWS

▶ パートナー及びカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の11名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

倉持 喜史、石川 大輝、増田 雅史、宮岡 邦生、堀尾 貴将、中野 玲也、朽網 友章、鈴木 信彦、中野 恵太、チョン・チア・チー、デイビット・ベックステッド

また、同日付で10名の弁護士及び1名の弁理士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

野間 裕亘、若林 功晃、上田 雅大、黒田 大介、竹腰 沙織、松村 謙太郎、立石 光宏、チョティウット・スックプラダップ、タワチャイ・ブーンマヤパン、ラッタイ・カモンワーリン

【カウンセル弁理士】

田中 尚文

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ **ベトナム・ハノイオフィス開設及び当事務所ベトナム・プラクティス体制強化のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所は、ベトナム・ハノイ市に現地オフィスを開設し、2022年1月より業務を開始いたしました。

ハノイオフィスの概要

森・濱田松本法律事務所 ハノイオフィス

(Mori Hamada & Matsumoto Vietnam Hanoi Office)

Level 19, Tower 02, Capital Place Hanoi, 29 Lieu Giai Street, Ba Dinh District,
Hanoi, Vietnam

TEL: +84-24-3267-4100

FAX: +84-24-3267-4120

➤ **新人弁護士（42名）が入所しました**

新人弁護士（42名）が入所いたしました。

相川 勇太、相原 海斗、青田 竜、朝倉 利哉、新井 雄也、有村 友太、石田 祐一郎、市川 雄一、稲垣 尊仁、井上 隆之介、岩佐 建希、上村 莉愛、内田 麻璃子、岡本 員禎、小俣 雄基、川井 康平、川崎 佑太、河野 隆太郎、橘川 文哉、金 載中、工藤 恭平、栞原 宏季、児玉 祐基、齋藤 隆慶、齋藤 野花、齋藤 愛乃、須藤 慶子、高橋 玲哉、瀧山 侑莉花、竹原 裕児、知念 満里亜、仲谷 佳奈子、榑良 拡、浪波 里沙、西川 昌希、馬場 嵩士、藤井 啓樹、藤井 祐輔、松井 春樹、松井 佑樹、松下 拳士郎、森 琢真

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com